

# 横浜市優良工事表彰要綱実施要領

制 定 平成 25 年 6 月 5 日 財公第 111 号（局長決裁）

最近改正 令和 2 年 3 月 30 日 財公第 844 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 横浜市優良工事表彰要綱（以下「要綱」という。）第 13 条により優良工事表彰に必要な事項について定めるものとする。

（選定区分）

第 2 条 部会は、要綱第 10 条第 6 号による表彰候補者の選定にあたっては、次の各号により区分して選定する。

- (1) 表彰部門内における工事内容の違いを考慮し、工種による区分を行い選定する。
- (2) 所在地が市内である「市内業者」と、準市内若しくは市外業者からなる「市外等業者」を区分して選定する。なお、個別成績選定における共同企業体の所在地区分は、構成員に市内業者が含まれる場合は市内業者として扱い、それ以外は市外等業者として扱う。

（選定基本数）

第 3 条 要綱第 6 条による表彰候補者の数を選定基本数とし、次の各号による。

- (1) 施工会社表彰は、部門、工種、所在地等の区分（以下、選定区分という）ごとに、対象となる工事を受注した請負人数の 6%（小数第 1 位四捨五入）を施工会社表彰の表彰基本数とする。
- (2) 施工会社表彰の表彰基本数の 60%（小数第 1 位四捨五入）を平均成績優良施工会社の選定基本数とし、40%（小数第 1 位四捨五入）を個別成績優良施工会社の選定基本数とする。
- (3) 現場責任者表彰は、選定区分ごとに対象となる工事数の 2%（小数第 1 位四捨五入）を現場責任者表彰の選定基本数とする。
- (4) 選定基本数が 1 に満たない場合は、第 10 条を条件に 1 とすることができる。

（平均成績優良施工会社の選定）

第 4 条 選定区分ごとに、対象となる工事を複数件受注した請負人から、要綱第 7 条の欠格事項に該当する請負人を除き、平均工事成績評定点（小数第 2 位切捨）の上位から平均成績優良施工会社の選定基本数の請負人を表彰候補者とする。

（個別成績優良施工会社の選定）

第 5 条 選定区分ごとに、対象となる工事を受注した請負人から、要綱第 7 条の欠格事項に該当する請負人を除き、工事成績評定点の上位から個別成績優良施工会社の選定基本数の請負人を表彰候補者とする。なお、平均成績優良施工会社及び複数の工事で同一請負人が表彰候補者となった場合は、重複して表彰候補者とせず繰り上げて選定する。

(現場責任者表彰の選定)

第6条 選定区分ごとに、要綱第7条の欠格事項に該当する工事を除き、工事成績評定点の上位から選定基本数の工事を選定し、現場代理人を表彰候補者とする。なお、複数の工事で同一現場責任者が表彰候補者となった場合は、重複して表彰候補者とせず繰り上げて選定する。

(共同企業体の取扱い)

第7条 共同企業体による工事（以下「JV工事」という。）の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 平均成績優良施工会社及び個別成績優良施工会社の選定においては、JV工事の工事成績評定点をそれぞれの構成員の成績として取り扱う。なお、個別成績優良施工会社の選定では、JV工事の構成員ごとに、各々1工事として取り扱う。
- (2) 現場責任者表彰の選定においては、JV工事の現場代理人に加え、現場代理人が所属する会社以外の構成員ごとに1名の監理技術者または主任技術者を各々表彰対象者とする。
- (3) JV工事を対象に請負人又は現場責任者を推薦する場合は、構成員のすべて又は対象となる現場責任者のすべてを推薦する。

(現場責任者に関する評価項目)

第8条 要綱第7条第3号における「現場責任者に関する評価項目」は、工事完成検査結果通知書（横浜市請負工事検査事務取扱要綱第6号様式）の「1 施工体制」、「2 施工状況」とし、別表1で定める項目別評価基準以上であるものとする。

ただし、「2 施工状況」のうち「IV対外関係」において、評価対象項目数が2以下だったものは、対象とした評価項目が全て満たされた場合に限り当該項目別評価基準を満足するものとする。

(表彰候補者数が選定基本数を超過する場合の取扱い)

第9条 第4条、第5条、第6条の規定に基づく表彰候補者の選定にあたり、選定区分ごとの選定基本数の順位にあたる評定点（表彰候補者となる最低の評定点）を当該選定区分の表彰基準点とし、表彰基準点以上のすべての者を表彰候補者とする。

2 表彰候補者数が選定基本数の2倍を超える場合は、表彰基準点の直近上位の成績評定点の者を表彰候補者とする。ただし、表彰基準点が選定区分の最上位の成績の場合は、この全てを表彰候補者とする。

(選定基本数を1に切上げる場合の条件)

第10条 市外等業者を選定区分に含む選定において、選定基本数が1に満たず、1にする場合は、同種の選定区分における市内業者の表彰基準点を下回らないことを条件とする。

(推薦による選定)

第11条 表彰候補者の選定は、第4条、第5条、第6条の規定に基づく成績評定点による選定を原則とする。このため要綱第9条第2号による推薦を行う場合には、同じ選定区分における表彰基準点に準じた成績で工事を完成させた工事のうち、既定の成績評定基準では十分な評価ができなかった工事を対象とし、次の各号の一に該当するものとする。なお、表彰者数は、第3条で算出した選定基本数の部門ごとの合計の10%以内を原則とする。ただし、1に満たない場合は、1とすることができる。

- (1) 自然災害等による影響や当初想定しない外的要因による施工上の制約に対して請負人又は現場責任者の優れた技術力を持って対応した。
- (2) 請負人又は現場責任者の高い技術的提案により、当初の工期を大幅に短縮させ、共用開始を早めることにより地域への負担軽減や経済的効果を高めた。
- (3) その他成績評定で十分に評価できない、表彰にふさわしい事項

(氏名公表の意思確認)

第12条 表彰候補者となった現場代理人の氏名の公表については受賞者の意思を確認するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この実施要領は、平成25年6月5日から施行する。  
(横浜市優良工事表彰要綱実施細目の廃止)
- 2 横浜市優良工事要綱実施細目(平成19年3月29日制定)は、実施要領の施行をもって廃止する。  
(横浜市優良工事表彰被表彰者数算出等基準の廃止)
- 3 横浜市優良工事表彰被表彰者数算出等基準(平成19年3月29日制定)は、実施要領の施行をもって廃止する。

附 則

(施行期日)

この実施要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この実施要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この実施要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この実施要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 現場責任者表彰における成績評定の項目別評価基準

評価項目	細別	項目別評価基準
1 施工体制	I 施工体制一般	3.0
	II 配置技術者	3.2
2 施工状況	I 施工管理	10.3
	II 工程管理	6.6
	III 安全対策	6.85
	IV 対外関係	3.1